

事業計画

2019年1月～2019年3月

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

第1期 2019年1月～2019年3月

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の11第1項の指定を受けるための準備を行う。
- (2) 法104条の13第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定とそのための準備を行う。
 - ① 利用者団体から意見聴取する際に提示する資料の作成
 - ② 利用者団体からの意見聴取
- (2) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの実施・運営を、教育利用に関する著作権等管理協議会と協同して行う。
 - ① 総合フォーラムを2回程度開催する。
 - ② 以下の専門フォーラムを各2回程度開催する。
 - (ア) 教育利用の補償金の支払等について
 - (イ) 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
 - (ウ) 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
 - (エ) 補償金制度を補完するライセンス環境について
- (3) 補償金の管理方法について以下を検討する。
 - ① 管理スケジュール
 - ② 教育機関への周知方法
 - ③ 補償金支払契約書及び契約条項の内容
 - ④ 教育機関への額の通知、請求方法及び支払い手段
 - ⑤ 管理用データベースの構築（要件定義）
 - ⑥ 管理手数料
- (4) 分配方法を検討する。
 - ① 実態調査の方法
 - ② その他
- (5) 法第104条の15第1項に規定する著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等（以下「共通目的事業」という）の実施に向け、内容について検討する。
- (6) Web Site を開設し、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務める。
- (7) 本会が行う著作権又は著作隣接権の管理業務（ライセンス関係）のあり方について検討する。
- (8) 理事会を月1回開催する。
- (9) 本年度及び次年度の事業計画や収支予算等を文化庁長官へ提出、あわせて公開する。
- (10) 本会の事務にあたる職員体制を整備する。
- (11) 社員である協議会の構成団体から得た会費の公正な支出と適正な管理を行う。

2018年度会費収入予定額 9,527千円